

令和5年

第4回農業委員会総会議事録

令和5年4月7日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第5号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（24人）

1番	樋上	豊	2番	白山	一男
3番	土合	正夫	4番	帯刀	眞理子
5番	浅井	満	6番	城石	美枝子
7番	金	賢志	8番	炭谷	一三
9番	森	敏朗	10番	進藤	久司
11番	栗山	信治	12番	北田	幹夫
13番	明石	茂	14番	末永	久義
15番	林	康弘	16番	高橋	吉博
17番	前田	進	18番	竹内	正治
19番	永森	薫	20番	高口	宗範
21番	稲垣	潔	22番	山崎	善夫
23番	堀	正	25番	小川	博行

欠 席 委 員（1人）

24番 有沢 敏博

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について
報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	村中 一也	主 査	村下 哲也
主 査	高木 淳也	主 事	新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（堀会長）

ただいまから、令和 5 年第 4 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを
お知らせします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 2 1 条の規定により、議長に
おいて「1 1 番 栗山委員」「1 3 番 明石委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号9番について、山崎委員から説明をお願いします。

山崎委員

議案第2号の申請番号9番について説明します。

申請人である受人は、市内にて自動車整備・販売業を営んでいます。令和3年11月には今回の申請地南側を従業員の駐車場等として5条申請した上で転用の許可を受けています。しかし、その場所では従業員17名分の駐車場を確保することが困難であったため、従業員の数名が国道を挟んだ向かい側にある駐車場を利用せざる得ない状況であります。そこで、改めて従業員の安全確保のため、会社近くで駐車場を整備する考えに至りました。

今回の申請では、従業員駐車場として10台分、及び大型車両駐車場として利用したい旨として、半径200メートル以内で候補地について検討しましたが、従業員の移動及び業務効率等を考慮した上でも今回の申請地が適地と判断しました。また、所有車両台数が約300台と多いことから、今回、従業員駐車場等として転用できた場合は、駐車場として利用していた箇所を展示場として利用する予定であります。

転用においては、擁壁や排水設備を施工するなど、周辺農地に被害を及ぼさないことを誓約しており、地元関係者の同意も得られていますので慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号10番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第2号の申請番号10番について説明します。

申請人である〇〇夫婦は、現在射水市内のアパートで子供と3人で生活しています。主である〇〇氏の勤務先は市内の〇〇地内、妻の勤務先は〇〇市内で、子供は〇〇保育園に通園しています。夫婦共働きで実家が射水市内でないため子育てへの両親の協力は現実的でなく、将来的には子供を放課後児童クラブ（学童保育）で午後7時まで預かってもらえる〇〇小学校へ通学させたい思いがあります。子供の成長とともにアパートでは手狭になることに加え、通勤への交通利便性や文教施設等の理由から、このたび住宅を取得する計画に至りました。

なお、夫婦並びに両親において所有する別の土地もなく、子供が通園している〇〇保育園から半径250メートル内で検討地について検討を重ねてきたところ、申請地が適地と判断したものです。

住宅建築において、雨水・排水は勿論ですが、周囲の農地に被害が及ばないように注意する旨も誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

小川委員

申請番号9番について、これはどのようなケースで受付されたか。

事務局（高木）

既存地の拡張。過去にも、今回の申請地の南側を申請され、そこは社員駐車場と大型車両を置く場所になっている。一部の社員さんは〇〇号線を渡って出社しており、非常に危ない。県に確認したところ、〇〇号線を渡ったところは既存地の拡張に当てはまらないが、今回の申請は面積に関しても条件を満たしており、正当性がある。

小川委員

申請地の南側に道路があるが、問題ないのか。

事務局（高木）

道路で区切られているが、農道や4m以下の道路であれば、既存地の拡張として見てもらえる。必ず隣接していなければいけないというわけではない。〇〇号線のような大きな道路で途切れたり、道路を挟んで字が変わったりすると認められない。

土合委員

去年の3月にも申請されているが、何か月空ければ再び申請できるのか。

事務局（高木）

期間に決まりがあるわけではないが、なぜ過去の申請分だけでは足りないのか、妥当性は問われることになる。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第3条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第4号の説明） —

議長（堀会長）

報告第4号農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第5号の説明） —

議長（堀会長）

報告第5号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和5年第4回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時47分

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和5年5月8日(月)午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 配布資料

- ・令和5年度射水市農林水産課農政関係主要事業予算について
- ・2023年活動記録簿
(記入参考例)
(農地利用最適化事業振込 R5/4/28)
- ・のうねん2023年3月号
- ・アグリとやま第129号
- ・農業者年金加入推進事例集 vol.15
- ・地域(集落)の未来設計図を描こう!
- ・農業経営基盤強化促進法等2022年改正のあらまし

議 長

署名委員

署名委員